

原子力バックエンド費用について

2023年1月19日（木）

第32回 料金制度専門会合
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい点について

- 本日は、個別原価のうち、原子力バックエンド費用について御議論いただきたい。
- 本資料では、原子力バックエンド費用について、事務局が各事業者から聞き取った申請内容を「申請概要」としてまとめてお示した上で、今後検討を深めていくべき審査に係る論点の例を「主な論点」としてお示ししている。
- 具体的には、原子力バックエンド費用の概要をお示した上で、①**使用済燃料再処理等拠出金発電費**、②**特定放射性廃棄物処分費**、③**原子力発電施設解体費**について、順に概要と主な論点をお示ししている。
- 本日は、本資料で例示している「主な論点」に加えて、本専門会合のみならず、専門委員による審査チームや事務局における審査も含めて、今後検討を深めていくべき論点としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただきたい。

原子力バックエンド費用の概要①

- 原子力バックエンド費用とは、個別原価（原子力に関する費用）のうち、使用済燃料再処理等
拠出金発電費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費を指す。

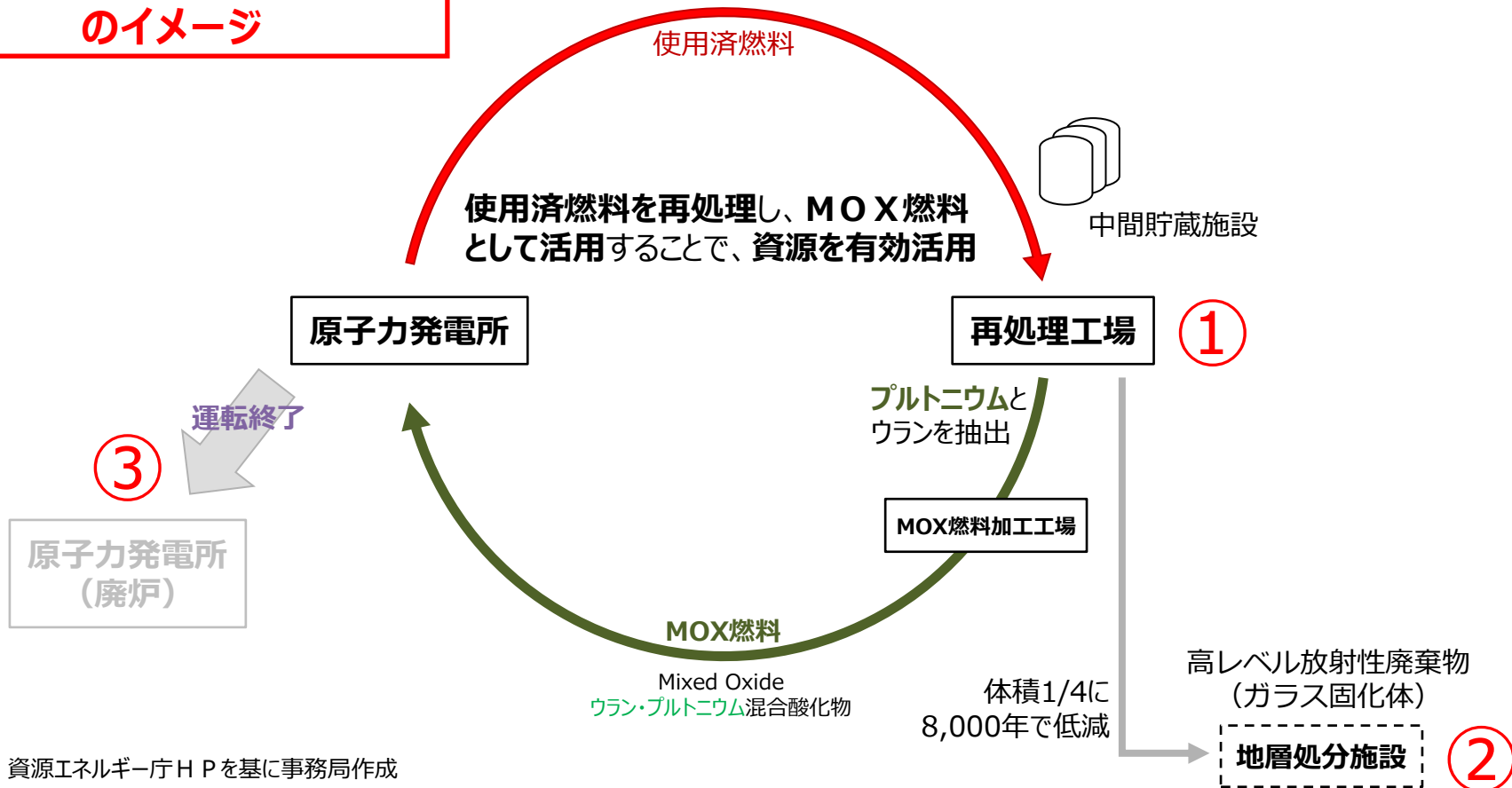
費用（内訳）	対応状況
燃料費（核燃料費）	燃料費で議論（第31回会合で御説明済）
使用済燃料再処理等拠出金発電費	今回議論
廃棄物処理費（原子力廃棄物処理費）	その他経費で議論
特定放射性廃棄物処分費	今回議論
委託費・損害保険料・諸費（原子力関係）	その他経費で議論
修繕費（原子力発電設備）	修繕費で議論
原子力損害賠償資金補助法、賠償・廃炉等支援機構一般負担金	その他経費で議論
減価償却費、固定資産除却費（原子力発電設備）	設備投資で議論（今回議論）
原子力発電施設解体費	今回議論
原子力廃止関連仮勘定償却費	その他経費で議論
事業報酬（核燃料資産等）	事業報酬で議論（今回議論）
賠償負担金相当収益	控除収益で議論
廃炉円滑化負担金相当収益	控除収益で議論

原子力バックエンド費用の概要②

- ① 使用済燃料再処理等拠出金発電費・・・使用済燃料の再処理に係る費用
- ② 特定放射性廃棄物処分費・・・高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る費用
- ③ 原子力発電施設解体費・・・運転終了後の原子力発電所の解体に係る費用

原子力バックエンド費用 のイメージ

核燃料サイクルの仕組み



※出典：資源エネルギー庁HPを基に事務局作成

原子力バックエンド費用の概要③

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～二 （略）

三 **使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、**消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、**原子力発電施設解体費、**共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 **実績値及び供給計画等を基に算定した額**

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約及び**法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。**
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

1. 使用済燃料再処理等拠出金発電費

2. 特定放射性廃棄物処分費

3. 原子力発電施設解体費

概要

- 原子力発電所における発電で生じた使用済燃料は、再処理工場で再処理を行ったのち、MOX燃料への加工を実施し、MOX燃料を使用可能な原子力発電所で核燃料として再利用する。
- 使用済燃料再処理等拠出金発電費は、**「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の規定に基づき**、使用済燃料再処理機構が行う使用済燃料の再処理（再処理関連加工〔MOX燃料加工〕を除く）に係る**原子力事業者から当該機構へ納付する拠出金**である。

【参考】原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）（抜粋）

（拠出金）

第四条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務（第四十一条各号に掲げる使用済燃料再処理機構（以下この章において「機構」という。）の業務をいう。以下同じ。）に必要な費用に充てるため、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第七条第一項において同じ。）**、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。**

抛出金の算定方法

- 抛出金の額は、経済産業大臣の認可を受けた抛出金単価に、使用済燃料の量を乗じて算定することとされている。

算定方法

単価		
使用済燃料の量	東北電力	<ul style="list-style-type: none">使用済燃料再処理機構が経済産業省令で定める基準に従い定め、経済産業大臣の認可を受ける。単価：531円/g（2022.6.24大臣認可、各社に通知）
	北陸電力	<ul style="list-style-type: none">装荷核燃料の数量 × （ 予想総燃焼度（累計） / 設計燃焼度 ） - 既抛出済使用済燃料の量
	中国電力	<ul style="list-style-type: none">発電電力量 / （ 設計燃焼度（MWD/t） × 24時間 × 熱効率（%） ）
	四国電力	<ul style="list-style-type: none">発電電力量 / （ 設計燃焼度（MWD/t） × 24時間 × 熱効率（%） ）装荷核燃料の数量 × （ 当期燃焼度 / 設計燃焼度 ）

※東北・四国の算定方法与北陸・中国の算定方法は、数学的には同じであることを事務局において確認済。

【参考】原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）（抜粋）

- （抛出金）
第四条（略）
- 2 前項の**抛出金の額は、抛出金単価**（機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に**特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量**を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の**抛出金単価は、**特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために**機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。**
 - 4 **機構は、抛出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。**
 - 5～6（略）

申請概要①

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

	申請原価（百万円）					前回（※1）	差引
	2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均(a)	平均(b)※2	(a) - (b)
東北電力	1,418	10,497	7,793	19,709	6,570	1,064	5,506
北陸電力	—	—	4,377	4,377	1,459	2,429	▲970
中国電力	1,738	10,377	8,421	20,536	6,845	3,550	3,295
四国電力	8,532	7,714	7,650	23,896	7,965	2,720	5,245

※ 1. 前回・・・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

※ 2. 前回原価は、使用済燃料再処理等発電費・既発電費における制度措置分のうち積立金（将来分）を記載。

申請概要②

		申請内訳			
		2023年度	2024年度	2025年度	合計
東北電力	抛出金 (千円)	1,418,301	10,497,339	7,793,487	19,709,127
	発電電力量 (GWh)	253	7,099	4,767	12,119
	使用済燃料発生量 (g)	2,671,000	19,769,000	14,677,000	37,117,000
	単価 (円/g)	531	531	531	531
北陸電力	抛出金 (千円)	—	—	4,377,144	4,377,144
	発電電力量 (GWh)	—	—	2,816	2,816
	使用済燃料発生量 (g)	—	—	8,243,208	8,243,208
	単価 (円/g)	—	—	531	531
中国電力	抛出金 (千円)	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699
	発電電力量 (GWh)	1,142	6,836	5,560	13,538
	使用済燃料発生量 (g)	3,272,329	19,542,891	15,858,412	38,673,632
	単価 (円/g)	531	531	531	531
四国電力	抛出金 (千円)	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531
	発電電力量 (GWh)	6,628	6,210	5,986	18,824
	使用済燃料発生量 (g)	16,068,000	14,527,000	14,406,000	45,001,000
	単価 (円/g)	531	531	531	531

【参考】料金原価算定上の原子力発電所の運転計画

- 各事業者の資料によれば、料金原価算定上の原子力発電所の運転計画は、以下のとおり。

事業者名	ユニット名	2023年度	2024年度	2025年度
東北電力	女川2号機		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(定期点検：25/5~9)</div> <div style="text-align: center;">▲ 2024.2再稼働</div>	
北陸電力	志賀2号機			<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center;">▲ 2026.1再稼働</div>
中国電力	島根2号機		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(定期点検：25/3~6)</div> <div style="text-align: center;">▲ 2024.1末再稼働</div>	
四国電力	伊方3号機	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(定期点検：~23/5、24/7~9、25/11~2)</div>		

審査に係る主な論点

- 使用済燃料再処理等拠出金発電費については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- なお、東北電力から、誤って使用済燃料発生量を過大に算定していた旨報告があったことから、修正を反映した料金原価に補正させることとする。

1. 使用済燃料再処理等拠出金発電費

2. 特定放射性廃棄物処分費

3. 原子力発電施設解体費

概要

- 特定放射性廃棄物処分費は、「**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律**」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる高レベル放射性廃棄物※の最終処分に必要な費用を、**原子力発電環境整備機構へ抛出**することが義務づけられている費用である。

※高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）とは、使用済燃料の再処理の際に生じる放射性レベルの高い廃液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化したもの。

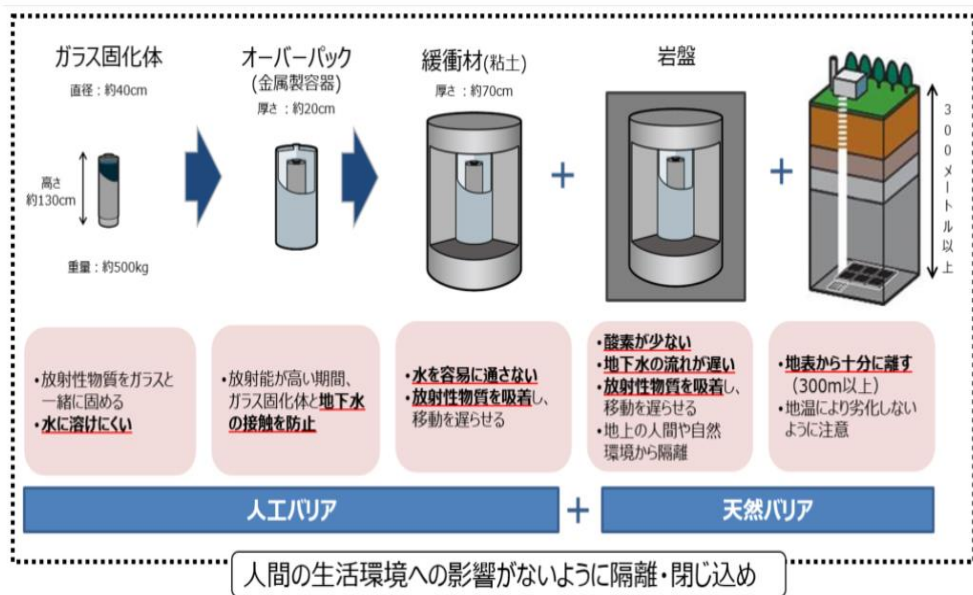
【参考】特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）（抜粋）

（抛出金）

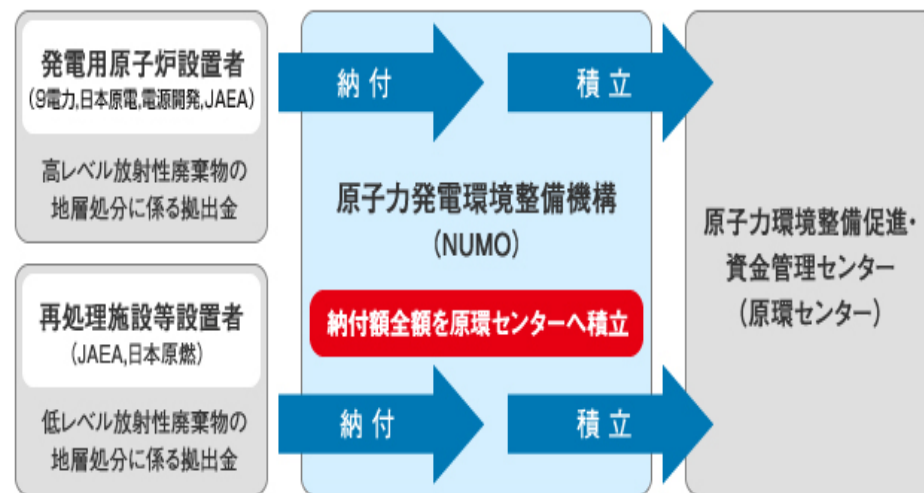
- 第十一条 発電用原子炉設置者は、使用済燃料の再処理（その発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。）を行った後に生ずる**第一種特定放射性廃棄物**及びその輸入した**第一種特定放射性廃棄物**（第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の**第一種最終処分業務**（第五十六条第一項第一号に掲げる機構の業務をいう。以下同じ。）に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、**抛出金を納付しなければならない。**
- 2 前項の**抛出金の額は**、当該機構ごとの**第一種特定放射性廃棄物の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額に**、使用済燃料の再処理（当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。）を行った後に生ずる**第一種特定放射性廃棄物**及び当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した**第一種特定放射性廃棄物**（第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の**量に乗じて得た額**とする。
- 3 前項の**単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は**、当該機構ごとに、その承認実施計画に従って**第一種最終処分業務を行うために必要な費用の総額と最終処分を行う第一種特定放射性廃棄物の総量とを基礎として経済産業省令で定める。**
- 4 第二項の**第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式は**、**経済産業省令で定める。**

【参考】高レベル放射性廃棄物の最終処分について

ガラス固化体の地層処分イメージ図



地層処分に係る拠出金の納付イメージ図



出所 資源エネルギー庁HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/hlw/hlw01.html#h02
 NUMO HP <https://www.numo.or.jp/tsumitate/>

抛出金の算定方法

- 抛出金の額は、経済産業省令で定められた抛出金単価に、ガラス固化体の発生量を乗じて算定することとされている。

算定方法

単価
(千円/本)

- 法律上、経済産業省令で定めると規定されている。

ガラス固化体発生量
(本)

- 経済産業省令において、算定方法が規定されている。
- 発生量 = (発電電力量 / 熱効率 (%)) × 換算係数 (経済産業大臣告示)

【参考】特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成12年経済産業省令第151号）（抜粋）

(第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式)

第十五条 法第十一条第四項の経済産業省令で定める第一種特定放射性廃棄物の量の算定の方式は、発電用原子炉設置者が使用済燃料の再処理を委託しようとする者又は締結した再処理の委託契約の内容に応じて経済産業大臣が定める区分（以下この条において「再処理区分」という。）ごとに第一号に掲げる量に第二号に掲げる比率を乗じて得られるエネルギー量に、経済産業大臣が定める換算係数（当該エネルギー量を発電用原子炉の運転により当該エネルギー量に相当する電力量の電気を発電する場合に生ずる使用済燃料の再処理に伴い生ずる第一種特定放射性廃棄物の量に換算する係数をいう。）を乗じて得られる第一種特定放射性廃棄物の量の総和と第三号に掲げる第一種特定放射性廃棄物の量とを合計するものとする。

- 一 当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の発電用原子炉の運転により発電した電力量に、各発電用原子炉ごとに当該発電用原子炉の熱効率を百で除して得た数の逆数を乗じて得られるエネルギー量の総和
- 二 当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転によって生じた使用済燃料の再処理区分ごとの量に相当する量をエネルギー量に換算して得た量が前号に掲げるエネルギー量の総和に占める比率
- 三 当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物（法第二条第八項第二号に掲げるものに限る。）の量

申請概要

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

		今回申請					前回※1	差引
		2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均(a)	平均(b)※2	(a) - (b)
東北電力	拠出金(百万円)	—	2,733	2,320	5,053	1,684	190	1,494
	発電電力量(GWh)	—	5,598	4,767	10,365	3,455	1,562	1,893
	拠出金対象本数(本)	—	19.2	16.3	35.5	11.8	5.4	6.4
	拠出金単価(千円/本)	—	142,343	142,343	142,343	142,343	34,999	107,344
北陸電力	拠出金(百万円)	—	—	—	—	—	355	▲355
	発電電力量(GWh)	—	—	—	—	—	2,498	▲2,498
	拠出金対象本数(本)	—	—	—	—	—	9.1	▲9.1
	拠出金単価(千円/本)	—	—	—	—	—	38,921	▲38,921
中国電力	拠出金(百万円)	—	3,117	2,690	5,808	1,936	1,168	768
	発電電力量(GWh)	—	6,341	5,484	11,825	3,942	8,345	▲4,403
	拠出金対象本数(本)	—	21.9	18.9	40.8	13.6	28.9	▲15.3
	拠出金単価(千円/本)	—	142,343	142,343	—	142,343	40,413	101,930
四国電力	拠出金(百万円)	3,916	3,694	3,523	11,134	3,711	675	3,036
	発電電力量(GWh)	6,628	6,210	5,986	18,824	6,275	5,587	688
	拠出金対象本数(本)	22.9	21.6	20.6	65.1	21.7	19.3	2.4
	拠出金単価(千円/本)	171,023	171,023	171,023	—	171,023	34,999	136,024

※1. 前回・・・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

※2. 前回原価は、特定放射性廃棄物処分費のうち将来分を記載。

【参考】過去の査定方針

－特定放射性廃棄物処分費－

1. 算定に用いている拠出金単価について、平成26年度の拠出金単価に改定されたことに伴い、申請における平成25年度の拠出金単価を用いて算定している料金原価へ当該拠出金単価を反映する。

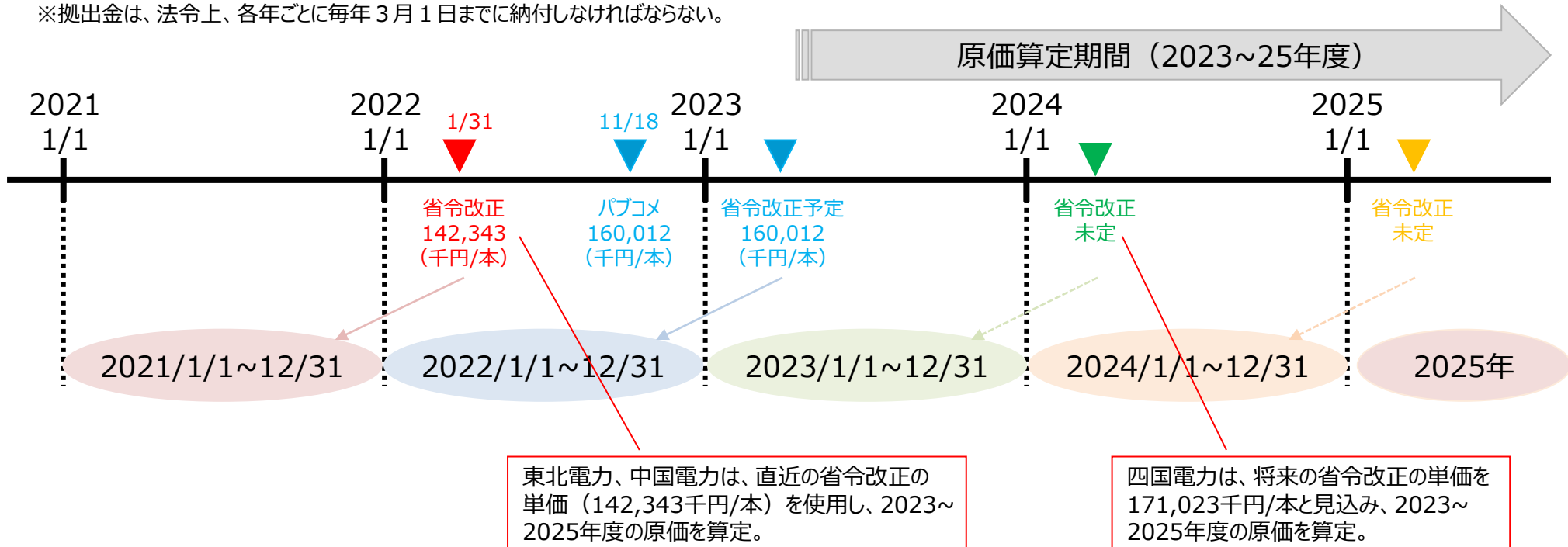
※出典：中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成26年4月経済産業省）

審査に係る主な論点

- 特定放射性廃棄物処分費については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- 前回の料金値上げ（2014年）では、申請時点における拠出金単価により算定し、審査期間中に拠出金単価が改定された場合には、当該拠出金単価を反映した料金原価としているが、今回も同じ考えで良いか。
- 四国電力は、将来の単価を見込んで料金原価を算定しているが、これをどう考えるか。

＜参考＞ 拠出金単価の確定時期と適用期間の関係

※拠出金は、法令上、各年ごとに毎年3月1日までに納付しなければならない。



1. 使用済燃料再処理等拠出金発電費

2. 特定放射性廃棄物処分費

3. 原子力発電施設解体費

概要

- 原子力発電施設解体費は、「**原子力発電施設解体引当金に関する省令**」（以下、「**解体引当金省令**」という。）に基づき、**原子力発電施設の解体に必要な費用を引き当てる**ことが義務づけられている費用である。
- 当該引当金は、廃炉に必要な費用を着実に積み立てるために導入された仕組みであり、解体引当金省令に基づき、毎年度、必要な引当金の額が算定される。

【参考】原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）（抜粋）

（定義）

第一条（略）

二・三（略）

四 「総見積額」とは、特定原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額をいう。

五 「積立期間」とは、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して四十年を経過する月までの期間（第二条の二第一項又は第五条第二項若しくは第六項の通知があった場合には直近の当該通知があった期間とし、同条第四項の申請書を提出した日から当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は同条第六項に規定する期間とする。）をいう。

（総見積額の承認）

第二条 対象発電事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了の日における総見積額（第五条第一項の承認を受けたものを除く。）を定め、当該事業年度末までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（積立て）

第三条 対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設（合併若しくは分割により特定原子力発電施設を承継した事業年度又は特定原子力発電施設を譲り受けた事業年度にあっては当該特定原子力発電施設を、第五条第一項の承認を受けた日の属する事業年度（同条第三項ただし書の規定の適用を受ける場合には、同項の申請をした日の属する事業年度以後の毎事業年度）にあっては当該承認に係る特定原子力発電施設を、それぞれ除く。）ごとに、第二条第一項の総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を**原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない。**

2～3（略）

（廃止時の扱い）

第五条 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止しようとする対象発電事業者は、当該廃止が行われる日（以下単に「廃止日」という。）の属する事業年度以後の各事業年度終了の日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

引当金の算定方法

- 経済産業大臣の承認を受けた当該事業年度終了の日における解体費用の総見積額・・・A
- 前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額・・・B
- 前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額・・・C
- 当該事業年度以後の積立期間（月）・・・D
- 当該事業年度における積立期間（月）・・・E
- 当期引当金 = $((A - B + C) / D) \times E$

【参考】原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）（抜粋）

（積立て）

第三条 対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設（合併若しくは分割により特定原子力発電施設を承継した事業年度又は特定原子力発電施設を譲り受けた事業年度にあっては当該特定原子力発電施設を、第五条第一項の承認を受けた日の属する事業年度（同条第三項ただし書の規定の適用を受ける場合には、同項の申請をした日の属する事業年度以後の毎事業年度）にあっては当該承認に係る特定原子力発電施設を、それぞれ除く。）ごとに、第二条第一項の総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない。

2～3 （略）

【参考】引当金算定に用いられた総見積額

原価算定期間

単位：百万円
※黄色ハイライトは廃炉

		2021年度 (実績)	2022年度 (見込)	2023年度 (見込)	2024年度 (見込)	2025年度 (見込)
東北電力	女川1号機	<u>41,972</u>	<u>41,972</u>	<u>41,972</u>	<u>41,972</u>	<u>41,972</u>
	女川2号機	<u>65,405</u>	65,405	65,405	65,405	65,405
	女川3号機	<u>63,864</u>	63,864	63,864	63,864	63,864
	東通1号機	<u>65,724</u>	65,724	65,724	65,724	65,724
北陸電力	志賀1号機	<u>51,968</u>	51,968	51,968	51,968	51,968
	志賀2号機	<u>79,788</u>	79,788	79,788	79,788	79,788
中国電力	島根1号機	<u>37,887</u>	<u>37,887</u>	<u>37,887</u>	<u>37,887</u>	<u>37,887</u>
	島根2号機	<u>67,513</u>	67,513	67,513	67,513	67,513
四国電力	伊方1号機	<u>39,635</u>	<u>39,635</u>	<u>39,635</u>	<u>39,635</u>	<u>39,635</u>
	伊方2号機	<u>39,597</u>	<u>39,597</u>	<u>39,597</u>	<u>39,597</u>	<u>39,597</u>
	伊方3号機	<u>64,093</u>	65,117	65,698	66,164	66,128

※太字下線数字は、経済産業大臣の承認を受けた総見積額

申請概要

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

単位：百万円		今回申請					前回	差引
		2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均(a)	平均(b)	(a) - (b)
東北電力	解体引当金	7,252	7,252	7,252	21,757	7,252	490	6,762
	女川1号機	1,156	1,156	1,156	3,468	1,156	-	1,156
	女川2号機	2,222	2,222	2,222	6,667	2,222	-	2,222
	女川3号機	1,977	1,977	1,977	5,932	1,977	-	1,977
	東通1号機	1,897	1,897	1,897	5,690	1,897	490	1,406
北陸電力	解体引当金	4,273	4,273	4,273	12,820	4,273	1,403	2,870
	志賀1号機	1,869	1,869	1,869	5,607	1,869	677	1,192
	志賀2号機	2,404	2,404	2,404	7,213	2,404	726	1,678
中国電力	解体引当金	2,759	2,490	2,490	7,738	2,579	2,584	▲4
	島根1号機	270	-	-	270	90	1,128	▲1,038
	島根2号機	2,490	2,490	2,490	7,469	2,490	1,456	1,034
四国電力	解体引当金	3,733	3,662	3,079	10,475	3,492	1,447	2,045
	伊方1号機	702	643	354	1,698	566	-	566
	伊方2号機	874	815	525	2,214	738	-	738
	伊方3号機	2,158	2,205	2,201	6,563	2,188	1,447	741

※前回・・・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。

【参考】過去の査定方針

－原子力発電施設解体費－

1. 算定の基礎となる総見積額について、平成24年度の数値が確定したことに伴い、申請における平成23年度の数値を基に算定している料金原価へ当該数値を反映する。

※出典：東北電力株式会社及び四国電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成25年8月経済産業省）

審査に係る論点

- 原子力発電施設解体費については、解体引当金省令等に基づいて算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- また、四国電力の説明によれば、四国電力は、物価上昇等による将来的な引き当て不足を回避するために、以下のとおり、エスカレーションを反映した料金原価を計上している。
 - ✓ 伊方1号機、2号機については、エスカレーションによる総見積額の上振れ分を算定し、解体引当金省令の枠外で、引当金に計上している。
 - ✓ 伊方3号機については、エスカレーションを踏まえた2022年度以降の解体費用の総見積額を算定し、当該数値を反映した料金原価を計上している。
- 前回の料金値上げ（2013年）では、申請時点で、解体費用の総見積額を基に引当金を算定し、審査期間中に新たな数値が確定した場合、当該数値を反映した料金原価としていたが、今回の四国電力のエスカレーションを反映した算定方法についてどう考えるか。